

ひき釣り漁業の許可について

令和8年4月7日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第19号で定めるひき釣り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 ひき釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわらひき釣り 漁業	別紙のとおり	4月25日から 7月25日まで	1	庵治、屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、東瀬戸（男木）、香西、下笠居、土庄中央（土庄・家浦・甲生）、唐櫃、池田に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月7日～同年4月13日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和10年7月25日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) さわら流しさし網漁業の妨害をしてはならない。

(ウ) 日没から日の出までは、操業してはならない。

(エ) 県の指示する標旗を掲げなければ操業してはならない。

(オ) 通航船舶の航行を妨害してはならない。

(カ) 鱒ひき釣り漁業同業者協議会及び所属漁業協同組合の指示事項は厳守しなければならない。

(キ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(ク) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

